

**習志野市教育委員会会議録**  
(平成23年第1回定例会)

- 1 期 日 平成23年1月26日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時40分
- 2 出席委員
- |     |    |    |
|-----|----|----|
| 委員長 | 青木 | 克己 |
| 委員  | 星野 | 龍子 |
| 委員  | 澤村 | 洋子 |
| 委員  | 鈴木 | 大地 |
| 委員  | 植松 | 榮人 |
- 3 出席職員
- |            |     |     |
|------------|-----|-----|
| 教育総務部長     | 柴崎  | 一雄  |
| 学校教育部長     | 押田  | 俊介  |
| 生涯学習部長     | 藤田  | 勉   |
| 教育総務部参事    | 若林  | 一敏  |
| 学校教育部参事    | 諏訪  | 晴信  |
| 学校教育部参事    | 井上  | 隆夫  |
| 学校教育部参事    | 染谷  | 昭子  |
| 学校教育部参事    | 木原  | 誠   |
| 生涯学習部次長    | 早瀬  | 登美雄 |
| 生涯学習部副技監   | 及川  | 隆志  |
| 生涯学習部副参事   | 井澤  | 元行  |
| 企画管理課長     | 飯島  | 稔   |
| 施設課長       | 飯塚  | 和夫  |
| 学校教育課長     | 江口  | 和夫  |
| 指導課長       | 辻   | 利信  |
| 総合教育センター所長 | 大野  | 博之  |
| 社会教育課長     | 星   | 昌幸  |
| 生涯スポーツ課長   | 松岡  | 秀善  |
| 青少年課長      | 寄主  | 義之  |
| 青少年センター所長  | 田久保 | 正彦  |
| 菊田公民館長     | 岡野  | 布治平 |
| 教育総務部主幹    | 牧野  | 岳彦  |
| 教育総務部主幹    | 本城  | 利恵子 |
| 教育総務部主幹    | 宮崎  | 雅博  |
| 教育総務部主幹    | 江口  | 浩雄  |
| 学校教育部主幹    | 江川  | 陽史  |
| 学校教育部主幹    | 鈴木  | 博   |
| 学校教育部主幹    | 土屋  | 美恵子 |
| 学校教育部主幹    | 菊池  | 美枝子 |
| 生涯学習部主幹    | 浅野目 | 俊紀  |
| 生涯学習部主幹    | 関   | 文雄  |

#### 4 会議内容

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第1回定例会の開会を宣言

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(3)及び協議第1号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

報告事項(3)及び協議第1号の非公開部分の会議録については、市長から議会への報告及び予算が提案された後に、公開とすることについて諮り、全員異議なく決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項(3)及び協議第1号を公開の協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成22年第12回定例会及び第5回臨時会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

#### 報告事項(1) 平成22年習志野市議会第4回定例会 代表・一般質問について

(企画管理課)

企画管理課長が

平成22年習志野市議会第4回定例会 代表・一般質問(教育委員会分)について、2党会派から代表質問として2件、10名の議員から一般質問として27件の質問があった。その主なものを報告する。

まず、党会派の代表質問の中で、「教育・環境・福祉のナンバーワンの取り組みについて、市民がナンバーワンを実感できるものになっているのか伺う。」という質問があり、教育委員会では教育の基本計画として「生き生きと未来を拓く豊かな人間性を育む習志野の人づくり」を目標に取り組んでおり、「教育は人なり」といわれるように、教育の原点は、人であると考えている。よって、「人」すなわち「教職員」をどう育てるか、指導力の向上はもちろんのこと「情熱」や「志」を持って取り組む自信あふれる教師づくりを最優先の課題として、市独自の研修、各学校での研修・公開研究会を開催する等の取り組みを行っている。その結果、全国学力学習状況調査などで、市内小・中学生の学力は、全国や県の平均値を常に上回るという結果に表れている。また、スポーツや音楽においても、様々な行事を開催し、子どもたちの良さを最大限引き出すことができるよう努力をし、その結果、毎年のように音楽やスポーツで県大会や全国大会に出場しては、ナンバーワンに輝き、いつしか「音楽のまち習志野」「スポーツのまち習志野」と称されるようになっている状況にあるとの答弁をしている。

次に、「いじめ問題」に関する質問等が2名の議員からあり、いじめの平成22年度11月現在の習志野市内小中学校の認知件数は、小学校で59件、中学校で56件、合計11

5件である。そのうち、解消または一定の解消が図られたものは、小学校で50件、中学校で51件、合計101件である。14件については、現在も引き続き指導中である。そのような中、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を目指した教育の一層の推進に取り組むべく、定例の11月の校園長会議で教育長が直接、校長に対して強く指示をする他、各学校での人権研修の実施や教師の指導力の向上に努めている。さらに、アンケート調査等で実態把握に努め、具体的に指導したりするなど、全教職員で指導に当たり、見守るように取り組んでいるところである。また、不登校児童生徒の現状としては、平成22年10月現在、小学校で16名、中学校で54名、合計70名であり、昨年より12名減少している。そのような中、教育委員会としては、不登校の未然防止、解決を目指した教育の一層の推進のため、教育相談の充実、家庭訪問等の実施、全教職員での適応指導・フレンドあいあい等関係諸機関との連携した適応指導等を行い、不登校児童生徒への状況に応じた支援に取り組んでいるところであるとの答弁をしている。

次に、「学校の冷房化」、この夏の猛暑から新年度予算での取り組みについての質問があり、教育委員会内部で協議した結果、今年の暑さを考えると、全ての学校の普通教室に扇風機を設置すべきとの結論に至り、平成23年度予算編成にあたり、扇風機・未設置の小学校の設置について、予算協議していきたいと考えている。また、音楽室については、夏休みの部活動への対応を考慮し、計画的な冷房機の設置にむけ予算協議をすることとし、普通教室の冷房化については、急務である耐震補強工事及び老朽化対策の大規模改造工事の安全対策事業を、最優先課題として実施していることから、今後の検討課題としているとの答弁をしている。

なお、現時点の市長部局との協議においては、小学校の普通教室に扇風機設置事業を教育総務部の主要事業の1つと位置づけ、来年度の当初予算の確保、または、早期予算確定のため、今年度中の3月議会における補正予算の対応を視野に入れ、取り組んでいるところである、と概要を報告

委員が

市民がナンバーワンを実感できたかという様なアンケートは行っているのか、と質問

指導課長が

企画政策部で教育課題に対してのアンケートを行っている、と回答

委員が

市民との意識の違いがあるかもしれないので、調査を行うといいのでは、と質問

指導課長が

教育委員会としても学校などでアンケートを行い、市長事務部局と連携を図っていく、と回答

委員が

不登校の理由は、いじめが主な原因か、と質問

指導課長が

いじめが原因のものは1件のみである。他は、友人関係や学業のことなどである、と回答

委員が

いじめは、教師が関係しているものはあるのか、と質問

指導課長が

友人関係のものがほとんどで、教師が関係しているものはない、と回答

委員が

スクールカウンセラーと教育相談員の役割は、と質問

指導課長が

いじめ、学業、友人関係など、いろいろな相談を受けることである、と回答

委員が

資格などは必要なのか、と質問

指導課長が

スクールカウンセラーは、臨床心理士等の資格が必要である。また、教育相談員については元教師などである、と回答

委員が

いじめや不登校の件数だけでなく、理由等も示してほしい、と要望

指導課長が

学期ごとに内容をお示しするように検討する、と回答

委員が

色覚異常の児童・生徒へ対応した授業についての質問であるが、その対象者はどの位いるのか、と質問

指導課長が

健康診断から、この項目が省かれているため、正確には把握していないが、全体の3パーセントぐらいで、男子が多い、と回答

委員が

個々の児童等に対しての対応は行っているのか、と質問

指導課長が

健康診断から省かれた理由については、学習活動を行う上で、ある一定の配慮を行えば大きな支障はないということなので、個々に対応は行わず、そのような児童等がいるということを前提に、色覚異常の児童・生徒に対応したチョークなどを使用し、配慮を行っている、と回答

委員が

今まで、問題が起きたことはないのか、と質問

指導課長が

特にないが、今後も十分配慮し、気を付けていく、と回答

委員が

武道教育についての質問に対する答弁の中で、平成24年度から完全実施となる新学習指導要領では、武道が男女必修になると答えているが、指導者に対する対応は大丈夫なのか、と質問

指導課長が

教育課程の中の武道については、県において、それぞれの体育科教員に研修が行われる、と回答

委員が

部活については、学校によって指導者が偏ることがないようにしてほしいが、対応はどのようにしているのか、と質問

指導課長が

指導者が不足している学校においては、児童・生徒の要望があれば、スポーツエキスパートを派遣して対応している、と回答

委員が

野球やサッカーなどの人気がある部活は、各学校にあるのか、と質問

指導課長が

そのような部活は各学校にある、と回答

委員が

教育課程の武道については、生徒のやる気やレベルなどが異なるため、指導がとても大変になる。そして、どの程度まで指導を行うかによって必要になる道具なども違ってくるため、計画的に対応を進めて、事故等が起きないように、そして指導要領の目標が達成出来るような授業展開を行ってほしい。また、中学校の体育の教員で、柔道と剣道などを専門にしていた教員はどの程度いるのか、と質問

指導課長が

現在、体育科教員のほとんどが、柔道、剣道の経験者である、と回答

委員が

学習進度に応じたきめ細やかな支援についての質問に対する答弁の中で、1学級を2人の教員で指導する少人数学習形態による、きめ細やかな指導とあるが、これは、これ以上少人数に分けられないから人を増やして授業を行うということなのか、と質問

学校教育課長が

この少人数学習形態には2つの意味がある。まず、1つ目の形式的な話として、国の1学級の基準は40人であるが、県独自の基準として小学校1年生は35人、小学校2年生

と中学校1年生は36人、その他の学年は小・中ともに38人というのがある。児童・生徒数について、この国と県との間の人数である場合には、クラスを分けるか、分けないでその分の教員の加配を希望することが出来る。それによって、きめ細やかな指導を行うということである、と回答

指導課長が

次に、2つ目に内容の話として、学習の内容やねらいを達成し学習効果を上げるために、先ほどの加配の場合、クラスを2つに分けてそれぞれ同じ内容を2人の教員で指導したり、習熟度別にクラスを分けて授業を行ったりする。また、他に、県から基準以上の教員の配置を受けて2人の教員で授業を行う場合もある、と回答

委員が

先ほどの武道の教育で柔道か剣道などは生徒が選択出来るのか、それとも各学校で選択するのか、と質問

指導課長が

各学校で選択をする、と回答

委員が

指導者が各学校を回るといようなことは出来ないのか、と質問

学校教育課長が

生徒数に応じた各学校の教員配置定数があるため、なかなか難しい、と回答

委員が

生徒が満足する指導が受けられるように準備を進めてほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（1）は了承された。

## 報告事項（2） 工事請負契約の締結について

（（仮称）杉の子こども園建設工事（建築工事））

（施設課）

教育総務部主幹が

平成24年度開設予定の（仮称）杉の子こども園の建設工事（建築工事）の工事請負契約の締結についてであるが、平成22年10月27日に開催された第10回教育委員会会議において市長に申し入れを行い、その後、平成22年習志野市議会 第4回定例会において、その議案が可決されたので報告するものである。契約日は平成22年12月22日。請負業者は、千葉市美浜区ひび野1丁目4番3 新日本建設株式会社 代表取締役 金綱一男。請負金額は3億9千46万8千750円である、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

議案第 1 号 平成 22 年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について  
(企画管理課)

企画管理課長が  
平成 22 年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰については、平成 22 年習志野市教育委員会第 11 回定例会にて議決をいただいたが、その後、平成 22 年度全国学校合奏コンクール全国大会において、習志野市立谷津小学校管弦楽クラブが最優秀賞、同じく同校同クラブが、こども音楽コンクールで文部科学大臣奨励賞を受賞したこと及び、東習志野小学校吹奏楽部が、こども音楽コンクールで審査員特別賞を受賞したことに伴い、習志野市教育委員会顕彰規程第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 22 年度表彰状授与候補者として追加しようとするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第 1 号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第 2 号 次回教育委員会の期日について協議し、平成 23 年 2 月 23 日 (水)  
午後 3 時に決定された。

その他

星野委員が、平成 23 年 1 月 20 (木) に行われた、平成 22 年度 第 2 回教育委員研修会に出席し、その概要を報告。

< 報告事項 (3) 及び協議第 1 号は非公開 >

報告事項 (3) 専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)  
(学校教育課)

学校教育課長が  
市長が地方自治法第 180 条第 1 項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、報告するものである。相手方は若尾道康、和解の条件は市が相手方に対し、29 万 3 千 159 円を支払う。相手方は本件事故については、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。専決処分日は平成 23 年 1 月 14 日である、と概要を報告

委員が  
事故を起こしたのは教員か、と質問

学校教育課長が  
事務職員である、と回答

委員が

こちらの損害はあるのか、と質問

学校教育部参事が

特になし、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

## 協議第1号 平成23年度教育行政方針(案)について

(企画管理課)

企画管理課長が

「平成23年度習志野市教育行政方針(案)」の基本的な考え方としては、習志野市教育基本計画の「生き生きと未来を拓く、豊かな人間性を育む習志野の人づくり」を基本目標に、学校、家庭、地域社会が連携・協働して、子どもたちがたくましく生きていく知恵と創造性を身につけるとともに、幼児から高齢者までのすべての市民が、いきいきと充実した学習活動に取り組める生涯学習社会の構築に努めることとした。

この実現に向かって、①「生きる力」を育む文武両道の学校教育の充実【学校教育の充実】、②学校・家庭・地域社会が一体となった教育の推進【学社連携の推進】、③人生を豊かにする生涯学習の推進【社会教育の推進】、④習志野の教育を推進する体制の整備【学習環境の整備】、という4つの政策とこの政策に基づく14の基本方針を掲げ、各部の事業を展開している。このような基本的な方向性は平成23年度も変わらないが、14の基本方針のもとで取り組む一つ一つの事業レベルでは、平成22年度の課題や平成23年度予算との関連も踏まえ、いくつか変更点がある。

なお、主な事業の内容及び変更点については、担当主幹から説明させていただき、と概要を説明

教育総務部主幹が

はじめに、1つ目の政策である【学校教育の充実】の中の重点施策1番「『生きる力』の基礎を培う幼児期における教育の充実」についてであるが、幼児教育においては、今年度「園長のリーダーシップによる指導体制の充実とティーム保育体制の推進」としてあったものを、来年度は、「園長のリーダーシップによる指導体制の充実と教職員全体の協力体制の推進」という表現に改めた。これは、ティーム保育という文言よりも、教職員全体という表現の方が、全教職員で組織的、計画的に幼児教育に当たっていくという考え方が強く伝わると考えたからである。また、「外部評価」「元気な体」「体育的活動」という言葉を、平成23年度は「学校評価」「健やかな体」「運動的活動」という表現に改めた。これは、一昨年改訂された、文部科学省・幼稚園教育要領及び、今年度の千葉県教育委員会「学校教育指導の指針」に基づいて表現をそろえたためである。さらに、『食育年間計画』に基づく指導の充実を、「食に関する指導の充実」と変更したのは、今までに、各幼稚園共に年間指導計画が整備されてきたので、来年度は年間指導計画に基づいて、実践面での充実を図っていこうというものである。

次に、重点施策2番の「生きる力を育む小・中学校教育の充実」については、「基礎的・基本的な知識・技能の定着を図る『わかる授業』の推進」とあったものを、来年度は、「基礎的・基本的な知識・技能の習得と活用を図る『わかる授業』の推進」に変更する。これは、新し

い学習指導要領の、「習得・探究・活用」というキーワードを受け、活用力の育成に重点を置くものである。また、「小学校に配置した読書指導員の有効活用による読書指導の充実」を、来年度は「学校図書館の整備及び学習・情報センターとしての活用の促進」と変更する。これは、来年度は、読書指導員の人数は変化がないが、平成21年度から着手している、学校図書館の蔵書データ化を含めた整備事業を完了させるために、変更するものである。さらに、「新学習指導要領における理科教育充実のための備品整備」は、備品の購入・配備が完了したため、削除した。小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から、新しい学習指導要領が全面実施となるので、「各教科、領域等の年間指導計画の作成」という項目を新設し、学習指導要領の趣旨を生かした日々の授業の充実がなされるように、努めていく。他に、小学校外国語活動については、「小学校外国語活動（英語）：香澄小学校」、「小学校外国語活動（英語）推進校として、市内1校に研修協力の依頼：袖ヶ浦西小学校」、とあったものを削除しているが、これらは、来年度の小学校学習指導要領全面実施に向けた先行研究が終了し、市内に広めることができたため、削除したものである。

次に、基本政策3つ目の【社会教育の推進】については、「市民カレッジ」についての変更であるが、今年度は市民の要望に応じて、定員を100人から120人へと20人増員することができたので、それに伴い、これまで必要性が高かった「学びの成果を地域で発揮できる新コース」を追加したものである。また、「芸術・文化活動の振興」の「芸術文化振興条例の検討」を削除したが、これは、平成13年度の文化芸術振興基本法施行を受けて検討を行ってきた結果、本市においては、文教住宅都市憲章に基づいた芸術文化の振興が推進されていることから、新しい条例を制定するのではなく、既存の文教住宅都市憲章の下に、芸術文化振興に係る基本計画等を定めるなどの手法を研究していくことが妥当であるとの結論に達したものである。他に、来年度の欄の「財団法人習志野文化ホールの公益法人への移行支援」、それから「財団法人習志野市スポーツ振興協会の公益法人への移行支援」という2項目が新たに加わったのは、国の公益法人制度改革により、財団法人習志野文化ホール及び財団法人習志野市スポーツ振興協会は、平成25年11月末までに、新制度に移行申請しなくてはならなくなったために、担当課として支援するものである。

最後に、基本政策4つ目の【学習環境の整備】については、教育関連施設の建築工事や改修工事について、耐震補強大規模工事を始めとして、アスベスト対策など、年次計画に基づき、着実に進めていく。

なお、本日の協議内容をふまえ、教育委員会事務局において最終校正を行い、2月23日開催予定の平成23年習志野市教育委員会第2回定例会に、議案として提出する予定である、と概要を説明

委員が

幼稚園教育の推進の中で、幼児が体を動かして遊ぶ楽しさを味わえる体育的活動を、運動的活動と変更しているが、これはなぜか、と質問

学校教育部主幹が

生活全てを含めた動きということで、運動とした、と回答

委員が

国の公益法人制度改革により、財団法人習志野文化ホール及び財団法人スポーツ振興協会は、新制度へ移行申請しなくてはならないとは、どのようなことか、と質問

社会教育課長が

従来は、非営利であることと公益性とを峻別していなかったもので、営利法人以外は全て公益法人としてきた。これに対し新法は、非営利だからといって公益性まで有するかどうかは別問題という考え方に立つため、非営利法人も一般法人と公益法人に分けることとなった。新しい制度において公益法人を維持するためには、もう一段階認定を受ける必要があり、そのための移行支援である、と回答

委員が

活動的に制限されることはあるのか、と質問

社会教育課長が

公益認定要件及び遵守事項を維持しなければいけないため、制約はあるが、公益性の高い事業を推進する法人であるため、新しい制度に適応し、現在の活動を維持していく方向である、と回答

委員が

公益法人へ移行するメリットをまとめた資料がほしい、と要望

委員が

小中学校教育の推進の中で、道徳の時間の授業時数を確保しというのは、どのような意味か、と質問

指導課長が

道徳の時間は35時間と決められているが、例えば、校外学習を道徳の時間として割り当てるのではなく、道徳の授業として確保するという意味である、と回答

委員が

総合型地域スポーツクラブの活性化とあるが、4つ目の総合型地域スポーツクラブのことは入っているのか、と質問

生涯スポーツ課長が

4つ目のことも視野に入れている、と回答

委員が

総合型地域スポーツクラブについては、行政から働きかけを行って実現して欲しい、と要望

委員が

小学校の扇風機設置事業で、5校の小学校名が記載されているが、議会の答弁主旨では6校に設置するとなっていたが、と質問

施設課長が

議会の答弁主旨では、建て替える津田沼小学校も含めた数になっており、津田沼小学校については、建て替え工事の中で対応する、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

委員長が

平成23年習志野市教育委員会第1回定例会の閉会を宣言